

Client Alert

2020年3月26日

For further information, please
contact:

Brian Chia
Partner
+603 2298 7999
brian.chia@wongpartners.com

Ee Von Teo
Partner
+603 2298 7810
eevon.teo@wongpartners.com

Adrian Wong
Senior Associate
+603 2298 7952
adrian.wong@wongpartners.com

Calvin Koay
Associate
+603 2298 7984
calvin.koay@wongpartners.com

Mynn Keng Loo
Associate
+603 2299 6512
mynnkeng.loo@wongpartners.com

日本語でのお問い合わせ:

Yoko Inoue(井上 洋子)
+65 6434 2605
yoko.inoue@bakermckenzie.com

マレーシア活動制限令- 2020年3月24日付指針

本アラートは、当事務所が先週発行した下記に続くものである:

(i) 2020年3月19日付の活動制限令についての日本語版クライアントアラート、および

(ii) 2020年3月20日付の感染症の予防および管理(感染した地域内の措置)規則(「規則」)についての日本語版クライアントアラート

マレーシアの首相及び関連政府省庁は、以下を含む活動制限令(「制限令」)について更に明確にした:

- (a) 内務省(「MOHA」)、各州間の移動・活動および出入国管理;
- (b) 農業・食品産業省(「MAFI」)、輸出入許可;
- (c) 国際貿易産業省(「MITI」)、制限令の期間(「規制期間」)中の生産・製造会社の運営承認申請;そして
- (d) 国内取引・消費者省(「MDTCA」)、規制期間におけるサプライチェーン、食品販売、Eコマース活動の措置

1. 首相の声明

マレーシア政府(「政府」)は、2020年3月23日に(以前予期していた3月30日の代わり)2020年3月27日に公表予定であった包括的景気刺激対策の一部となる、下記の政策を発表した:

- (a) **55歳以下の従業員の積立基金(Employee's Provident Fund:「EPF」)の第2口座からの預金引き出し:** EPFの第2口座は、従業員のEPF預金の30%であり、住宅ローンの支払い、教育そして医療目的等の限定的な目的に限り、退職前に引き出すことが可能である。政府は、55歳以下のEPFメンバーでも2020年4月1日からの12か月間に限り1か月最高500マレーシアリングギットまで引き出すことを許可する。これは予測される経済悪化において、国民が日常のニーズに対処するための措置である。
- (b) **保健省(「MOH」)に対し5億マレーシアリングギット提供:** 政府は、全国の病院の人工呼吸器等の医療機器、集中治療機器そして個人保護備品等の購入の為、5億マレーシアリングギットを保健省に提供する。追加1億マレーシアリングギットは、新たな2000名の契約医療従業者、特に2年契約で雇われ、既存の医療関係者の負担を軽減する看護師の雇用に利用される。
- (c) **各州に対し1億3000万マレーシアリングギット提供:** 政府はまた、各州に対し1億3000万マレーシアリングギットを提供する。州政府は、これらの資金を下記の財政支援に利用する必要がある:

- 
- (i) ウイルスの感染の影響を受けたホーカー及び小規模業者
 - (ii) COVID-19 の感染者及び家族;そして
 - (iii) ウイルスの感染管理に携わる州政府担当官

2. 国際貿易産業省(MITI) -生産・製造活動を継続する為の申請

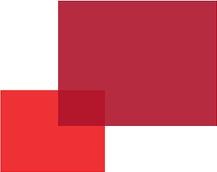
MITI の承認を条件とし、必要不可欠な商品(例えば、食品や医療用品)を生産・製造する会社は規制期間における生産・製造の継続が可能である。MITI は、(申請の承認または拒絶に関する)返答は申請提出後 2 - 3 日以内に提供すると示した。

3 月 24 日、MITI は承認申請の期日は同日の午後 11 時 59 分(「期日」)とすると発表した。承認申請を提出する当事者の為のポータルサイトは、期日後に閉鎖され、MITI はこれ以上の申請を受け付けない。MITI は期日までに受領した数千の申請査定をする為に設定された期日だと説明した。

また、MITI は国際貿易産業大臣が率いる特別委員会を設置すると発表した。本委員会のメンバーには、国内取引・消費者大臣そして農業・食品産業大臣も含まれる。特別委員会は、規制期間において、マレーシア人への必要不可欠な商品の継続的な供給を確保するために設置された。必要不可欠な商品を生産・製造するが、期日前に MITI への承認申請を提出しなかった会社は、今後特別委員会と連絡の上、早急に必要な承認を入手する必要がある。ただし、所定の申請プロセスの欠如により、承認が遅れる可能性がある。

3. 国内取引・消費者省(MDTCA)- 運営の確認

生産・製造会社ではないが、必要不可欠なサービスを提供する会社(食品供給、E コマース、ヘルスケアそして医療等)も規制期間の運営が可能である。これらの会社は、MDTCA に対し、事業運営確認の申請ができる。MDTCA の確認書は、マレーシアにおける商品の輸送または従業員の活動をサポートする書類として利用される。しかし、



MDTCA のポータルサイトは、期日までに受領した申請書査定の為、期日後、既に確認書の申請受付を停止している。

MDTCA が下記の対応をするかについては、明確でない：

- (i) 既存の申請の査定完了後、ポータルサイトを再開し、更なる申請を受け付ける、または
- (ii) 今後のため、MITI のように、このような機能を実行するための特別委員会を設置する

MDTCA 大臣は 2020 年 3 月 25 日、下記の活動に携わる事業は規制期間においても運営を継続できると発表した：

- (a) 全ての食品供給及び E コマース活動(原料及び食品の生産・製造、小売り、梱包、流通販売、卸売、配送センター活動);そして
- (b) 食品及び必要不可欠品の供給のため、サプライチェーン及び E コマース活動を支える物流及び輸送サービス

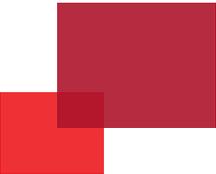
食品のサプライチェーンを支え、下流産業の一部をなす会社も、最低限の人員で保健省が決定した Covid-19 関連管理対策に順守する限りにおいては、その運営を許可される。ただし、これらの会社は、規制期間中、必要不可欠でない業務は全て停止する必要がある。更に、下述する段落 4(b)にある通り、勤務中の従業員に承認書を与えるべきである。

本発表は、広義に解釈することもでき、多くの事業者がサプライチェーンまたは下流産業の一部をなすと議論することで歯止めを解く可能性がある。恐らく、近日中に更なる確認がされられると思われるが、本件の動向に注意する必要がある。

4. 各州間の移動・活動

内務省(MOHA)は下記について明確にした：

- (a) マレーシア王立警察からの各州間移動に関する許可を入手する必要はない；
- (b) 必要不可欠なサービスを提供する雇用主は、規制期間において勤務中の従業員に対して承認書を発行すべきである。本承認書は、従業員が制限令の執行当局に止められた際、必要不可欠なサービスで雇用されている証拠として利用することができる；そして
- (c) 規制期間において必要不可欠ではない商品を配送するトラックは、本規則違反となる。国際貿易産業大臣は、物流及び輸送サービスは、規制期間においては MITI に承認された会社に生産・製造された必要不可欠な商品(生活必需品、食品、医療用品、手袋、マスク)のみを輸送すべきであると発表した。これは、規制期間に原材料を港または第三者のサプライヤーから配達しなければならない生産・



製造者及び迅速な商品配達をめざす E コマース会社にとって、運用上の課題を招いた。

5. 出入国管理

MOHA は、規制期間において、下記を明確にした:

- (a) 全ての訪問許可証を有する外国人訪問者・旅行者は、規制期間においてマレーシアからの出国を認められ、マレーシアに戻るべきでない;
- (b) 自国の国境の閉鎖により、自国に帰国できない外国人は、制限令が解除された直後で、有効な旅券を有する場合においては、マレーシア出入国管理局発行の特別許可証を申請することが可能である; そして
- (c) 長期滞在許可証(学生ビザ、雇用パス、一時的な雇用パス、MM2Hビザ等)を有する外国人で規制期間中に長期滞在許可証が期限切れする者は、(i) 滞在許可証の更新なく、自国に帰国する、または(ii) 規制期間終了から 14 日以内に許可証の期間延長ができる。

6. 農業・食品産業省 (MAFI)による、問い合わせの多い質問

MAFI は、下記の通り発表した:

- (a) 輸出入許可に関する全ての申請は処理され、許可の承認は通常通り発行される;
- (b) 農産物の輸出入は許可される; そして
- (c) 全ての魚や農産物に関する輸出入許可の完全な申請書は、自動的に承認される。その他の畜産物(牛、鶏、鴨、またはその他の家畜)の申請書及び更なる関連書類を要する魚及び農産物の輸出入については、マレーシア検疫検査サービス(「MAQIS」)の関連担当官により手作業で処理される。

これは、規制期間における食品供給が制限令によって影響を受けないことを確実なものとする。

結論

首相は、2020 年 3 月 25 日の特別演説で、景気刺激対策に関する更なる詳細については、2020 年 3 月 27 日(以前予期していた 3 月 30 日の代わり)に開示すると述べた。更に、活動制限令は 2020 年 4 月 14 日まで延長されることを宣言した。事業者は今後の動向を注視する必要がある。当事務所では進展があり次第、更なるアラートを発行します。

www.wongpartners.com

Wong & Partners
Level 21
The Gardens South Tower
Mid Valley City
Lingkaran Syed Putra
59200 Kuala Lumpur